

## 下水道使用料減免制度

下水道使用料には、基本料金などが減免になる減免制度があります。

減免の対象となるもので主なものは、次のとおりです。

(1) 生活保護法の規定による扶助を受けている世帯。

全額を免除

(2) 次に掲げる者が世帯にいるとき。

- ア 障害の程度が1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されている方。
- イ 児童相談所または知的障害者更生相談所において「障害の程度が最重度(A1)、重度(A2)又は中度(B1)」と判断された方。
- ウ 障害等級が1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を交付された方。

基本料金に相当する額を免除

(3) 社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設及びこれに準ずるものと町長が認めた施設を経営するとき。

基本料金に相当する額を免除

下水道使用料の減免を受ける場合は、下水道課へ「公共下水道使用料減免申請書」を提出してください。

印鑑と要件に該当していることの証明書(身体障害者手帳等)をお持ちください。

手続きは同居人等、代理の方でも可能です。

水道料金の減免制度は、**鎌倉水道営業所**にお問い合わせください。

電話 0467-22-6200

このページに関する問合せ

環境部 下水道課

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135

電話 046-876-1111 (内線 361~362)

FAX 046-876-1717